

労働組合って、何ができるの？

～よりよい職場づくりのために～

よりよい職場づくりのために



労働者が賃金などの労働条件の向上について、直接1人で交渉するのはとても大変です。



労働者が使用者と対等な立場で交渉するためにまとまれば、活き活きとした職場づくりをすることができます。

労働組合とは・・・労働者が、労働条件の維持改善を主な目的として、自主的・民主的に運営する団体のことです

～労働組合を結成すると・・・～

例えば、給料日や就業時間の急な変更で困っていた職場が、組合結成・団体交渉によって・・・



そこで...

従業員全員で **労働組合** を作って ①

給料日や就業時間について **団体交渉** ②

をして、**「労働協約」**の締結をしました。③

※使用者は団体交渉を正当な理由なく断ることはできません。



1 労働組合に入る・作る

職場に既に存在する労働組合に加入したり、労働組合がない場合は、仲間と結成することができます。

2 憲法で保障されている 団結権・団体交渉権・団体行動(争議)権

労働組合は、組合員の声(要求)をまとめ、その実現に向け使用者側との話し合い(団体交渉)を重ねます。使用者側は**団体交渉を拒否することはできず**、要求を受け入れられない場合は根拠を示すなど**誠実に対応しなければなりません**。団体交渉が決裂したときは、組合は“ストライキ”や“ピタマキ”など**団体行動による正当な「争議行為」**をすることが認められています(団体行動権)。

3 「労働協約」締結で、着実な労働条件改善の積み上げを

使用者側と「労働協約」を結ぶことで、団体交渉により合意した内容は**個々の労働契約や就業規則より強い効力が認められます**。

くわしくは・・・

「労働組合のしおり」 をご覧ください



※働きがいある職場を維持するために必要な労働組合の組織拡大
労働組合が交渉力を持つには、**多くの組合員が加入し一丸となって交渉に臨む**ことが必要です。今は問題がなくても、日頃から仲間づくりに取り組むことが大切です。

いろいろな労働組合のカタチ

よりよい職場づくりを推進するために、広くつながろう。

●上部団体、地域団体

労働組合の結成や団体交渉のとき、社外の労働団体(産業別労働団体、地域労働団体)に相談したり、協力してもらう場合があります。加入・相談によって、**情報収集力や交渉力の向上**など労働条件の一層の改善につながることがあります。

●合同労組

労働組合を結成したいと思っても、仲間が見つからない、時間をかけられないという場合は、一人でも加入できる地域の合同労組などに加入する方法もあります。

電話相談専用 東京都ろうどう110番 0570-00-6110

TOKYOはたらくネットホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

詳細は労働相談情報センター・各事務所へお問い合わせください

飯田橋 03-3265-6110 大崎 03-3495-6110 池袋 03-5954-6110

亀戸 03-3637-6110 国分寺 042-321-6110 八王子 042-645-6110

東京都産業労働局



R100